

長 介 第 391 号
令和4年6月6日

介護保険サービス事業者の長 様
介護保険サービス事業所管理者 様

長岡市長 磯 田 達 伸

指定介護保険サービス事業所の適正な運営について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、各事業所におかれましては、日頃から介護保険法や本市条例等に従い、適正な事業運営を行っていただいているところですが、すでに新聞等で報道されているとおり、本市の指定地域密着型サービス事業所において、運営基準違反、人格尊重義務違反、虚偽報告、虚偽答弁に該当する不正行為があり、指定の一部効力停止の処分を行いました。
本市では、当事案を踏まえ、介護保険制度の適正な実施に向けて、法令等に関する周知や理解促進のための取組を強化してまいります。各事業所におかれましても、改めて指定基準等の再確認及び法令遵守を徹底し、引き続き適正な事業運営に努めるとともに、利用者本位のサービス提供を行っていただきますようお願いいたします。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係

電 話：0258-39-2245

F A X：0258-39-2278

E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp